

# 尾道市の運営指導について

## 資料 2

## ● 指導方針

### ① 集団指導

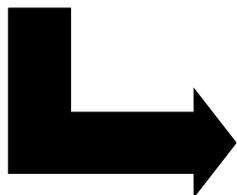
指定事業所に対する指定事務の制度説明、介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進を図るとともに、適正な請求事務指導など介護保険の制度管理の適正化を図る。

### ② 運営指導

- ア 各事業所において、自主点検兼確認票により指定基準等の理解を図るとともに、自主点検・自主改善に努めていただくことを基本とする。
- イ 市は、上記自主点検兼確認票の内容について、資料を基にヒアリングを行い、運営状況等の確認を行う。

定期的に行う「運営指導」とは別に、新規開設事業所に行う「予防的運営指導」や通報・苦情等により運営状況に問題が疑われる事業所について行う運営指導があります。

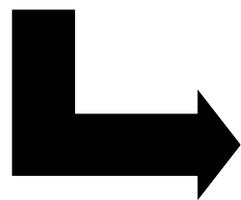
- 科学的介護推進体制加算について、必要な情報を提出しているが、サービス提供に必要な情報を活用できていなかった。



一連のPDCAサイクルによる取組が必要です。  
情報を提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。

**報酬基準 解釈通知 3の2 (19) 準用** (科学的介護推進体制加算について)  
事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のサイクル (PDCAサイクル) により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。

- 運営推進会議を実施していない。
- 運営推進会議の記録が公表されていない。  
(家族等閲覧可能な場所に設置されていない。)



サービス種別ごとに必要な頻度で会議を実施し、会議録を作成し公表してください。  
 ※ 令和5年5月から対面開催・ウェブ開催で実施。  
**(書面開催は原則不可)**

**基準 第34条 (地域との連携等)**

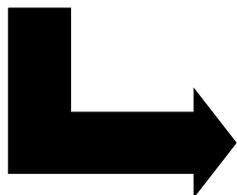
おおむね六月に一回以上 (※)、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

(※)

頻度	サービス種別
おおむね2か月に1回以上	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
おおむね6か月に1回以上	認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護・医療連携推進会議)

- 非常災害時（火災・震災等を想定した防災訓練を定期的実施していない。
- 地域住民の協力が得られるような連携体制が築けていない。



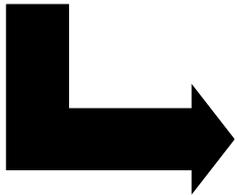
定期的な防災訓練は、利用者や自身の身を守る知識や技術を得るための備えとして義務となっています。  
また、地域住民の方に参加いただけるよう運営推進会議等を活用し、日頃から密接な連携を図っていきましょう。

### 基準 第32条（非常災害対策）

指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 居宅から利用者の居宅サービス計画書を受領していないが、通所介護計画を作成し、利用している。
- 居宅サービス計画に変更があったが、通所介護計画に反映されていない。

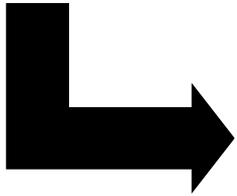


計画は居宅サービス計画書に沿って作成されなければなりません。必ず、居宅サービス計画の提供を受け、作成した計画が居宅サービス計画に沿っているか確認し、必要に応じて変更してください。

## **基準 第3条の15** （居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

事業者は、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第六十五条の四第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った介護を提供しなければならない。

- サービス利用開始前に同意を得られていない。
- 計画が作成されていないが、サービスが利用されている。
- 計画の内容が不十分（提供内容や一日の流れが不足している）。
- サービスの提供を確認できる記録がない。



計画は利用開始前に本人や家族等に説明し、同意をいただく必要があります。  
アセスメントシートや居宅サービス計画をもとに目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した計画が必要です。  
提供内容が確認できるよう記録を残し、保存してください。

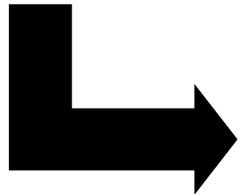
### 基準 第27条（地域密着型通所介護計画の作成）

指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

- 小規模多機能型居宅介護におけるサービス提供体制強化加算の要件である従業者ごとの研修計画が作成されていない。



**「従業者ごと」と**されており、個別の計画が必用となります。  
 同じ名称の加算であってもサービス種別や取得する区分で算定要件が異なっている場合があります。  
 それぞれの要件をしっかりと確認してください。

### 報酬基準 第57条 (小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準)

- イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
 (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。